

公益社団法人大阪聴力障害者協会

選挙に関する規則

- 第1章 総則
- 第1条 (目的)
- 第2章 選挙管理委員会
- 第1節 選挙管理委員会
  - 第2条 (選挙管理委員、委員会、委員長)
- 第2節 告示
  - 第3条 (告示)
- 第3節 立候補
  - 第4条 (立候補の届出)
  - 第5条 (立候補の取りやめ)
- 第4節 選挙運動の禁止
  - 第6条 (選挙運動の禁止)
- 第5節 選挙種類、投票権および委任、選挙順位
  - 第7条 (選挙の種類)
  - 第8条 (投票権および委任)
  - 第9条 (選挙の順位)
- 第6節 開票・公表及び当選者の登録
  - 第10条 (開票・公表及び登録・保管)
- 第3章 正会員
  - 第11条 (選挙権及び被選挙権)
- 第4章 代議員
  - 第12条 (定数)
  - 第1節 市町村代議員
    - 第13条 (市町村代議員)
  - 第2節 ブロック代議員
    - 第14条 (選挙権及び被選挙権)
    - 第15条 (定数)
    - 第16条 (推薦代議員)
  - 第3節 ブロック執行代議員
    - 第17条 (選挙権及び被選挙権)
    - 第18条 (定数)
    - 第19条 (選出)
- 第4節 社員
  - 第20条 (社員)
- 第5章 大阪府各ブロック代表
  - 第21条 (選挙権及び被選挙権)
  - 第22条 (定数)
  - 第23条 (選出)
- 第6章 役員
  - 第24条 (役員の定義)
  - 第1節 役員選出
    - 第25条 (役員選出の方法)
    - 第26条 (信任投票)
    - 第27条 (次点者の決定)
    - 第28条 (補欠選挙)
  - 第2節 理事
    - 第29条 (選挙権及び被選挙権)
    - 第30条 (定数)
    - 第31条 (選出)
    - 第32条 (推薦理事)
    - 第33条 (理事の選任)

### 第3節 監事

第34条（選挙権及び被選挙権）

第35条（定数）

第36条（選出）

### 第4節 協会会長

第37条（選挙権及び被選挙権）

第38条（定数）

第39条（選出）

### 第5節 協会副会長

第40条（選挙権及び被選挙権）

第41条（定数）

第42条（選出）

### 第6節 大阪市ブロック副会長

第43条（選挙権及び被選挙権）

第44条（定数）

第45条（選出）

### 第7節 常任理事

第46条（選挙権及び被選挙権）

第47条（定数）

第48条（選出）

第49条（選出数）

第50条（推薦常任理事）

### 第7章 上部団体等に派遣する役員の選出

第51条（上部団体・外部関連団体等の役員）

第52条（細則の決定）

第53条（改正）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、公益社団法人大阪聴力障害者協会（以下「協会」とする）定款第6条及び23条の規定に基づき、この協会の選挙に関する事項を定め、代議員及び役員選挙の円滑化を図り、選挙に起因するリスクの防止に寄与することを目的とする。

## 第2章 選挙管理委員会

### 第1節 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員は、協会組織規則第5条に定める5ブロックの正会員で代議員及び監事に立候補する者以外の者の中から各ブロックにおいて2名を選任し、選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、協会の代議員、監事選挙の投票日の2ヶ月前までに設置しなければならない。

3 選挙管理委員会は互選により選挙管理委員長を選出する。

4 選挙管理委員及び選挙管理委員長の任期は協会役員の任期に準ずる。

### 第2節 告示

### （告示）

第3条 選挙管理委員長は、代議員、監事選挙については、その実施50日前までに、その他の選挙については適宜、選挙権、被選挙権を有する者に選挙の実施を告示しなければならない。

2 選挙の告示、立候補者の受付、選挙の管理、開票、決定、登録等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会がこれを行い、協会事務局がこれを補佐する。

### 第3節 立候補

### （立候補の届出）

- 第4条 代議員または監事に立候補しようとする者は、当該選挙日の30日前までに所定の用紙に必要事項を記載して選挙管理委員長に届け出なければならない。
- 2 但し、選挙管理委員長は当該選挙日から7日以上前の一定の届け出日を指定する事ができる。

(立候補の取りやめ)

- 第5条 代議員または監事になるために立候補の届け出をした者は、投票開始前、いつでもこれを取り下げることができる。取り下げようとする者は、所定の用紙にその旨、及び取り下げようとする理由等必要事項を記載して、選挙管理委員長に届け出なければならない。

#### 第4節 選挙運動の禁止

(選挙運動の禁止)

- 第6条 選挙運動は、これを行ってはならない。但し、選挙管理委員長によって指定された行為はこれを認める。

#### 第5節 選挙種類、投票権および委任、選挙順位

(選挙の種類)

- 第7条 選挙は、下記通り分割する。ここでいうブロックは組織規則第5条による。

- ① 第9条の(1)を市区町村における選挙とする。
- ② 第9条の(2)から(4)を大阪府各ブロックにおける選挙とする。
- ③ 第9条の(5)から(6)を総会における選挙とする。
- ④ 第9条の(7)から(10)を理事会における選挙とする。

(投票権および委任)

- 第8条 選挙の投票権は、当該選挙を行なう場において出席した者が行使する。
- 2 当該選挙を行なう場において欠席した者は、自らの投票権を他の出席した者に委任することはできない。

(選挙の順位)

- 第9条 選挙の順位は、下記の順位とする。

- (1) 第1順位 各市区町村代議員選挙  
各市区町村正会員から選出する。
  - (2) 第2順位 各ブロック代議員選挙  
正会員から選出する。
  - (3) 第3順位 各ブロック執行代議員選挙  
各ブロック代議員から選出する。
  - (4) 第4順位 大阪府各ブロック代表選挙  
各ブロック執行代議員から選出する。
  - (5) 第5順位 理事候補選挙  
大阪府ブロック、大阪市ブロックの各執行代議員からブロック別に選出する。
  - (6) 第6順位 監事選挙  
正会員から選出する。
  - (7) 第7順位 会長選挙  
理事から選出する。
  - (8) 第8順位 副会長選挙  
大阪府ブロック、大阪市ブロックの各理事からブロック別に選出する。
  - (9) 第9順位 大阪市ブロック副代表選挙  
大阪市ブロック理事から選出する。
  - (10) 第10順位 常任理事選挙  
理事から選出
- 2 この規則の第6章役員の第2節から第7節は、選挙順位の表記とする。

#### 第6節 開票・公表及び当選者の登録

(開票・公表及び登録・保管)

- 第10条 選挙管理委員長は、選挙終了後即座に投票の開票を行い、遅滞なく結果を公表し、氏名、住所等一定の事項を一定の方法で登録、保管しなければならない。

- 2 ただし、選挙管理委員長はブロック選挙の当選者について判定上疑義があるときは、これを総会に報告し、総会出席者の過半数の同意を得て、第 22 条に準じた信任投票を行うことができる。この場合において、当該疑義のある当選者、及び当該選挙の行われたブロックの代表者に弁明並びに意見を述べさせなければならない。
- 3 開票には、選挙管理委員のほか、立候補しなかった者 2 名以上を立ち合わせなければならない。

### 第 3 章 正会員

#### (選挙権及び被選挙権)

- 第 11 条 正会員は定款第 6 条の定めにより、組織規則第 5 条に規定する大阪市ブロック所属全区および大阪府各ブロック所属市町村において選出される第 13 条代議員の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 正会員は、組織規則第 5 条で所属するブロックにおいて選出される第 13 条代議員の選挙権及び被選挙権を有する。
  - 3 正会員は、組織規則第 5 条 2 項で所属するブロックにおいて選出される第 23 条大阪府内各ブロック長の選挙権を有する。
  - 4 正会員は、総会において選出される第 36 条監事の被選挙権を有する。

### 第 4 章 代議員

#### (定数)

- 第 12 条 代議員の定数は、定款第 6 条の定めにより地域代議員と執行代議員の合計で 250～300 名とする。
- 2 代議員定数 250～300 名のうち、執行代議員の合計数は 130 名までとする。

#### 第 1 節 市区町村代議員

#### (市区町村代議員)

- 第 13 条 各市区町村に居住している正会員から選挙によって、代議員 2 名を選出する。この 2 名は地域代議員と執行代議員を各 1 名とする。なお執行代議員は原則として各市区町村の聴力障害者を代表する団体の会長とする。

#### 第 2 節 ブロック代議員

#### (選挙権及び被選挙権)

- 第 14 条 第 11 条の正会員が代議員の選挙権及び被選挙権を有する。但し第 13 条に規定する市区町村代議員が選出されている場合、この代議員は選挙権のみ有する。

#### (定数)

- 第 15 条 ブロックで選出する代議員の定数は、総代議員数から第 13 条地域代議員、第 13 条執行代議員、第 16 条推薦代議員及び第 32 条推薦理事の合計数を引いた残りの数とする。
- 2 各ブロックにおいて選出する代議員の定数は前事業年度末日の会員数に応じて次による。この場合、小数点以下の端数の調整は選挙管理委員長が行う。

#### (総代議員数)

$$\begin{aligned}
 & \text{— 第 13 条地域代議員} \\
 & \text{— 第 13 条執行代議員} \quad \times \frac{\text{当該ブロック所属正会員数}}{\text{協会正会員数}} \\
 & \text{— 第 16 条推薦代議員} \\
 & \text{— 第 32 条推薦理事}
 \end{aligned}$$

但し、当該選挙終了後次回改選時までの期間に生ずる会員数の増減による代議員数の増減は行わない。

- 3 立候補者数が定数を満たさないときは、立候補した者を対象に第 22 条に準じた信任投票を行う。
- 4 そのブロックで、信任投票において○印投票数が投票総数の過半数に達しない場合は、次年度に代議員補欠選挙を行う。

(推薦代議員)

- 第 16 条 推薦によって代議員となる者は協会の組織上の次の役職者である。
- (1) 大阪府ブロック及び大阪市ブロック高齢部長 各 1 名
  - (2) 大阪府ブロック及び大阪市ブロック女性部長 各 1 名
  - (3) 大阪府ブロック及び大阪市ブロック青年部長 各 1 名
- 2 1 項による推薦代議員は執行代議員となり、但し、第 6 章で定める役員の選挙は選挙権のみ有する。

第 3 節 ブロック執行代議員

(選挙権及び被選挙権)

- 第 17 条 ブロックで選出された代議員は、執行代議員の選挙権及び被選挙権を有する。

(定数)

- 第 18 条 ブロックで選出する執行代議員の定数は、総執行代議員数 130 名から第 13 条執行代議員、第 16 条推薦代議員と第 32 条推薦理事を引いた残りの数とする。
- 2 各ブロックにおいて選出する執行代議員の定数は前事業年度末日の会員数に応じて次による。この場合、小数点以下の端数の調整は選挙管理委員長が行う。

(総執行代議員数

$$\frac{\begin{array}{l} \text{—第 13 条執行代議員} \\ \text{—第 16 条推薦代議員} \\ \text{—第 32 条推薦理事} \end{array}}{\text{協会正会員数}} \times \text{当該ブロック所属正会員数}$$

(選出)

- 第 19 条 ブロック代議員が選出されたら、この中からブロックの執行代議員を選出する。
- 2 立候補者数が定数を満たさないときは、立候補した者を対象に第 22 条に準じた信任投票を行う。
- 3 第 1 項で選出された執行代議員を除く代議員は、地域代議員となる。

第 4 節 社員

(社員)

- 第 20 条 本規則第 12 条、第 14 条、第 15 条で選出された代議員は定款第 6 条 1 項で定める法人法上の社員となる。

第 5 章 大阪府各ブロック代表

(選挙権及び被選挙権)

- 第 21 条 正会員は、各ブロック代表の選挙権を有する。
- 2 大阪府各ブロックで選出された各ブロック執行代議員及び第 13 条の市区町村執行代議員は、各ブロック代表の選挙権及び被選挙権を有する。

(定数)

- 第 22 条 大阪府各ブロック代表の定数は 4 名とする。
- 内訳は、北摂 1 名、京阪 1 名、河内 1 名、泉州 1 名とする。

(選出)

- 第 23 条 各ブロック代表の立候補者が 1 名のときは第 26 条の信任投票による。
- 2 各ブロック代表の立候補者がいないときは推薦による。
- この場合において、推薦候補者数が 1 名のときは第 26 条の信任投票により、また 2 名以上のときは選挙によって選出する。
- 3 選出された各ブロック代表は、第 50 条の推薦常任理事候補となる。

第 6 章 役員

(役員の定義)

- 第 24 条 本規則において、役員とは会長、副会長、常任理事、理事、監事をいう。
- なお、ここでいう役員は法人法でいう役員である。
- 2 会長は定款 23 条第 3 項でいう代表理事である。

- 3 副会長、常任理事は定款 23 条第 3 項でいう業務執行理事である。

### 第 1 節 役員選出

(役員選出の方法)

- 第 25 条 役員を選出は別段の定めがあるものを除き、役員選挙によりこれを行う。
- 2 選出は立候補方式と互選のどちらかで行なう。
  - 3 役員選挙は投票によってこれを行い、有効得票数が多い者が当選者となる。
  - 4 投票は、別段の定めがある場合を除いて、無記名、定数以下の不完全連記の方法によりこれを行う。
  - 5 立候補者数が定数を満たさないときは、立候補した者を対象に第 22 条の信任投票を行う。
  - 6 最下位当選者が 2 名以上ある場合は、抽選によって順位を決する。

(信任投票)

- 第 26 条 信任投票の方法は信任に対して○印を記入する方法によりこれを行う。
- 2 投票用紙に信任・不信任の両方に○印を付してあるもの、○印以外の文字・記号を付してあるもの、若しくは白紙であるものはこれを無効票とみなす。
  - 3 長を選ぶ場合の信任投票において○印投票数が投票総数の過半数に達しない場合は、再度信任投票を行う。
  - 4 信任投票は、投票総数が選挙権を有する出席者数の 4 分の 1 に達しない場合は、再度これを行わなければならない。

(次点者の決定)

- 第 27 条 理事候補の選挙においては次点者 1 名、次々点者 1 名を決定する。
- 2 次点者が 2 名以上あるときは、抽選により、次点者 1 名、次々点者 1 名を決定する。
  - 3 次点者が 1 名、次々点者が 2 名以上あるときは、次々点者のみ抽選で次々点者 1 名を決定する。
  - 4 常任理事の選挙においては次点者 1 名を決定する。  
次点者が 2 名以上あるときは抽選により次点者 1 名を決定する。
  - 5 繰り上げ当選の有効期間は選挙の行われた事業年度の次年度の 3 月末日までとする。
  - 6 当選者が死亡、その他の事故により役職を辞任する場合で本条によりがたいときは、本規則の定めに基づいて補欠選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

- 第 28 条 補欠または増員のための役員選挙は、別に定める規定（第 27 条）により当選人を決定できる場合を除いて、その原因の生じた後の最初の理事会および総会においてこれを行う。但し、別に期日を定めて告示し、これを行うことができる。

### 第 2 節 理事

(選挙権及び被選挙権)

- 第 29 条 大阪府ブロック及び大阪市ブロックで選出された執行代議員は、ブロック別の理事候補の選挙権及び被選挙権を有する。

(定数)

- 第 30 条 理事の定数は常任理事を含めて 50 名とする。
- 2 大阪府ブロック及び大阪市ブロックの理事の定数は前事業年度末日の会員数に応じて次の通りとする。

$$\begin{array}{l} (50 \text{ 名} \\ \text{— 第 32 条推薦理事} \\ \text{— 第 50 条推薦常任理事}) \end{array} \times \frac{\text{大阪府ブロック・大阪市ブロック}}{\text{別所属正会員数} \\ \text{協会正会員数}}$$

(選出)

- 第 31 条 理事候補の選出は、大阪府ブロック及び大阪市ブロックそれぞれにおいて互選で行う。  
理事候補は、通常総会開催前に選出する。

(推薦理事)

- 第 32 条 推薦によって理事候補となる者は協会の組織上の次の役職者である。
- (1) 高齢部長 1 名

(2) 女性部長 1名

(3) 青年部長 1名

(理事の選任)

第33条 第31条、第32条の理事及び第50条の推薦常任理事の選任は、改選年度の最初の総会において、これを行う。

### 第3節 監事

(選挙権及び被選挙権)

第34条 正会員は、監事の被選挙権を有する。

- 2 代議員は、監事選挙権を有する。  
役員は、監事の被選挙権、選挙権を有しない。

(定数)

第35条 監事の定数は3名以内とする。

(選出)

第36条 総会において正会員の中から監事3名を選出する。  
但し、協会の他の役職を有する者を選ぶことはできない。

### 第4節 会長

(選挙権及び被選挙権)

第37条 大阪府ブロック並びに大阪市ブロックの理事は、会長の被選挙権、選挙権を有する。

- 2 但し、第32条の推薦理事、第50条の推薦常任理事は被選挙権を有しない。

(定数)

第38条 会長の定数は1名とする。

(選出)

第39条 会長の選出は立候補方式で、大阪府ブロック並びに大阪市ブロックの理事が選出する。

### 第5節 副会長

(選挙権及び被選挙権)

第40条 大阪府ブロックの理事は、副会長（大阪府ブロック代表）の被選挙権を有する。

- 2 大阪市ブロックの理事は、副会長（大阪市ブロック代表）の被選挙権を有する。  
3 但し、第1項2項ともに、第32条の推薦理事、第50条の推薦常任理事は被選挙権を有しない。  
4 大阪府ブロック並びに大阪市ブロック理事は、第1項及び第2項の選挙権を有する。

(定数)

第41条 副会長の定数は2名とする。  
内訳は、大阪府ブロック1名、大阪市ブロック1名とする。

(選出)

第42条 副会長は立候補方式で、大阪府ブロック並びに大阪市ブロックの理事が選出する。

- 2 第1項で選出された副会長（大阪府ブロック）は、大阪府ブロック代表となる。  
3 第1項で選出された副会長（大阪市ブロック）は、大阪市ブロック代表となる。

### 第6節 大阪市ブロック副代表

(選挙権及び被選挙権)

第43条 大阪市ブロックの理事は、大阪市ブロック副代表の被選挙権、選挙権を有する。

(定数)

第44条 大阪市ブロック副代表の定数は1名とする。

(選出)

第45条 大阪市ブロック副代表は立候補方式で、大阪市ブロックの理事が選出する。  
2 第1項で選出された大阪市ブロック副代表は、第50条の推薦常任理事となる。

### 第7節 常任理事

(選挙権及び被選挙権)

- 第 46 条 大阪府及び大阪市ブロックの理事は、常任理事の被選挙権、選挙権を有する。  
2 但し、第 32 条推薦理事、第 50 条推薦常任理事は被選挙権を有しない。

(定数)

- 第 47 条 常任理事の定数は 14 名とする。

(選出)

- 第 48 条 常任理事は互選で、大阪府並びに大阪市ブロックの理事が選出する。

(選出数)

- 第 49 条 選出数は、定数 14 名から第 38 条会長、第 41 条副会長、第 50 条推薦常任理事を除いた残りの 6 名を選出する。  
定数 14 名－会長 1 名－副会長 2 名－推薦常任理事 5 名＝選出常任理事 6 名

(推薦常任理事)

- 第 50 条 推薦によって常任理事となる者は次の役職者である。  
1. 大阪府各ブロック代表 (北摂、京阪、河内、泉州 各 1 名)  
2. 大阪市ブロック副代表 1 名

## 第 7 章 上部団体等に派遣する役員の選出

(上部団体・外部関連団体等の役員)

- 第 51 条 一般財団法人全日本ろうあ連盟、その他上部団体、外部関連団体の役員もしくはその候補者の選出は、理事会において選出もしくは承認することを原則とする。  
2 第 1 項の選挙の細目は次の順序で充当し、細目のないものについては、選挙管理委員会、協会事務局が協議してこれを決する。  
(1) 当該団体の選挙規則  
(2) 本選挙に関する規則

(細則の決定)

- 第 52 条 この規則を施行するための細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

(規則の改廃)

- 第 53 条 この規則の改廃は理事会において総理事の 3 分の 2 以上の同意をなければならない。

- 附則 この規則は 2000 年 4 月 1 日から施行する。  
この規則により昭和 47 年 4 月 16 日制定の「役員選挙に関する規則」及び平成 5 年 1 2 月 1 8 日改訂の「選挙管理委員会内規」は廃止する。  
2 この規則は 2000 年 4 月 8 日から施行する。  
3 この規則は 2001 年 4 月 20 日から施行する。  
4 この規則は 2005 年 12 月 24 日から施行する。  
5 この規則は 2009 年 3 月 28 日から施行する。  
6 この規則は、公益社団法人大阪聴力障害者協会の設立の登記の日 2014 年 (平成 26 年) 4 月 1 日の年度から施行する。この規則により 2009 年 3 月 28 日制定の「役員選挙に関する規則」は廃止する。



## 2014 年度公益社団法人大阪聴力障害者協会

### 代議員選挙について

はじめに

1. 当会は、2010 年度通常総会で、「2012 年度内に現行法人を公益社団法人に移行する」旨方針を承認し、また 2012 年度内新法人移行を想定して当会内各ブロック総会で地域代議員及び執行代議員、ブロック代表を選出した。
2. ところが、新法人移行のための手続きが予想より長引き、大阪府公益法人等認定委員会で幾度なる保留を経て 2013 年 12 月 6 日に移行できることがやっと認められた。
3. 2012 年度内新法人移行を想定して 2012、2013 年度の 2 年間で代議員の任期としていたが、先の認定委員会承認が昨年 12 月になったため、代議員の任期が残り約 3 ヶ月しかなくなった。
4. この 6 ヶ月内に総会を 2 回開くための労苦、経費増大の判断もあって、昨年 12 月 22 日の代議員集会で、①2013 年度内の臨時総会は開催せず、2014 年度から新法人に移行する ②現行代議員は想定した 2 年任期満了にかかわらず、2014 年度役員改選で継続して代議員を担っていくことを了解してもらった。
5. そのため、2014 年度代議員改選に限って下記通り代議員選挙に関する規則を定める。

### 2014 年度代議員選挙に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、2014 年度各地区ろうあ団体通常総会で行う代議員選挙について必要な事項を暫定として定める。

(効力)

第 2 条 この規則の効力は、当会組織規則第 5 条で定めるブロックで開催する 2014 年度各地区ろうあ団体通常総会で行う選挙によって地域代議員及び執行代議員が選任されるまでとする。

(代議員選挙)

第 3 条 代議員選挙は、前条で定める 2014 年度各地区聴力障害者協会通常総会で実施する。

(代議員候補者)

第 4 条 前条の代議員選挙にあたって、この立候補者は 2012 年度から 2013 年度の間に関の法人名称である「社団法人」が「公益社団法人」に移行した場合に備えて選出された地域代議員及び執行代議員を候補者としてあてる。

(選挙)

第 5 条 選挙方法として、前条候補者は投票を行わず、次期地域代議員及び執行代議員として選任する。但し大阪府各ブロック代表は選挙で新たに選出する。

(欠員)

第 6 条 第 4 条候補者の人数が、各ブロック代議員定数に満たない場合、補欠選挙を行う。補欠選挙は、公益社団法人大阪聴力障害者協会選挙に関する規則により事前に立候補者を募り、第 3 条の通常総会で選挙を行い補充とする。

附則 この規則に定めるものほか、必要な事項は公益社団法人大阪聴力障害者協会選挙に関する規則による。

この規則は 2014 年 2 月 26 日文書評議員会承認を経て施行する。

この規則は 2014 年度通常総会を経て最初に開催する理事会で廃止手続きをする。